

生駒市規則第32号

生駒市地域外来検査センター条例施行規則をここに公布する。

令和2年11月17日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域外来検査センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市地域外来検査センター条例（令和2年11月生駒市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査等の対象者)

第2条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民であって、市内の医療機関において条例第2条の生駒市地域外来検査センター（以下「検査センター」という。）の検査等（条例第3条に規定する検査等をいう。以下同じ。）の実施が必要と診断されたもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が検査センターの検査等の実施が必要と認めたる者

(検査等の日時の指定)

第3条 検査センターの検査等を受ける者は、市長から検査等を受ける日時の指定を受けなければならない。

(設置期間等)

第4条 検査センターの設置期間は、その設置の日から市長が別に定める日までとする。

- 2 検査センターの診療日は、火曜日及び木曜日（これらの日が次に掲げる日に該当する場合を除く。）とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌日の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める日を診療日とし、又は必要に応じ、同項に規定する検査センターの診療日を休診日とすることができる。

4 検査センターの診療時間は、午後2時から午後4時までとする。

（施行の細目）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（令和2年11月24日）から施行する。